

## 第1章 総則

- 第1条 一般社団法人日本病院薬剤師会専門薬剤師・認定薬剤師認定制度（以下、「認定制度」という）は、高度化する医療の進歩に伴い、薬剤師の専門性を生かしたより良質の医療を提供するという社会的要請に応えるため、高度な薬物療法等について知識・技術を備えた薬剤師を養成し、国民の保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、「本会」という）は、前条の目的を達するため、本会の「専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規程」（以下、「規程」という）を制定し、必要とされる領域の薬物療法等についての専門家として一定水準以上の実力を有し、医療現場において活躍しうる薬剤師を専門薬剤師及び認定薬剤師として認定するとともに、認定制度の実施に必要な事業を行う。
- 第3条 専門薬剤師とは、本会専門薬剤師認定審査に合格し、特定の専門分野における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践するとともに、他の薬剤師に対する指導的役割を果たし、研究活動等についても行うことができる能力を有することが認められた者をいう。
- 第4条 認定薬剤師とは、本会認定薬剤師認定審査に合格し、特定の専門分野における薬物療法等についての十分な知識と技術を用いて、各医療機関において質の高い業務を実践していることが認められた者をいう。
- 第5条 認定制度の運営に当たっては、必要に応じて、日本医療薬学会、日本薬学会、日本薬剤師会等と協議するとともに、個別分野の専門性に応じた関連学会等と連携をはかることとする。
- 2 既に本会の認定制度と同等の制度が他の学会等により運営されており、それらによって専門性が認定される場合は、本会独自の認定制度は創設しないこととする。
  - 3 本会は、他の学会等が運営する認定制度に協力する。

## 第2章 運営・実施機関

- 第6条 認定制度全体の運営に当たるため、専門薬剤師認定制度委員会（以下、「制度委員会」という）を設ける。
- 第7条 認定制度の実施のため、制度委員会のもとに認定審査委員会、試験委員会、研修委員会（以下、「各部門小委員会」という）を専門薬剤師・認定薬剤師の認定にかかる部門ごとに設ける。
- 2 各部門小委員会の役割は、次の各号のとおりとする。
    - (1) 認定審査委員会は、専門薬剤師及び認定薬剤師の認定審査を行う。
    - (2) 試験委員会は、専門薬剤師及び認定薬剤師の認定試験を行う。
    - (3) 研修委員会は、専門薬剤師及び認定薬剤師の育成を目的とした研修を行う。
- 第8条 本会は、認定薬剤師になろうとする者の研修を行うため、認定にかかる部門ごとに研修施設を認定することができる。

2 研修施設は、研修生を受け入れ、認定薬剤師として求められる高度な薬物療法の知識及び技術にかかる研修を行うことができる。

第 9 条 制度委員会及び各部門小委員会の構成及び運営並びに研修施設の認定及び更新については、一般社団法人日本病院薬剤師会専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規程細則（以下、「細則」という）に定める。

### 第 3 章 専門薬剤師及び認定薬剤師の認定等

第 10 条 理事会は、制度委員会の協議に基づき、専門薬剤師及び認定薬剤師として認定する部門を承認する。

第 11 条 専門薬剤師及び認定薬剤師の認定を申請する者は、申請時において別に定める認定申請資格をすべて満たし、認定申請書と共に認定申請資格を証明する書類を提出し、認定審査を受けなければならない。

第 12 条 認定申請者は、それぞれの認定にかかる部門の認定試験に合格しなければならない。ただし、初年度のみ、専門薬剤師の各部門において、認定試験合格を認定申請資格としない過渡的措置による認定を行うことができる。

2 専門薬剤師及び認定薬剤師の認定試験合格は翌年度まで有効とする。

3 専門薬剤師認定試験の受験資格は、同部門の認定薬剤師とする。

第 13 条 認定申請者に対する認定は、認定審査委員会が認定の可否について決定し、理事会の承認を経て、会長が行う。

第 14 条 会長は、専門薬剤師・認定薬剤師として認定された者に認定証を交付する。

2 前項の認定証を交付した者を名簿に登録し、その氏名を公表する。

第 15 条 専門薬剤師・認定薬剤師の認定は、5年ごとの更新制とする。

第 16 条 専門薬剤師及び認定薬剤師の認定を更新する者は、更新時において別に定める更新条件をすべて満たし、更新申請書と共に更新条件を証明する書類を提出し、更新審査を受けなければならない。ただし、同部門の専門薬剤師及び認定薬剤師の両方を認定された者が更新する場合は、専門薬剤師のみを更新申請することとする。

第 17 条 更新申請者に対する認定は、認定審査委員会が認定更新の可否について決定し、理事会の承認を経て、会長が行う。

第 18 条 専門薬剤師・認定薬剤師は、次の各号の理由により、理事会の承認を経て、その認定を喪失する。

(1) 専門薬剤師・認定薬剤師の認定を辞退した場合

(2) 専門薬剤師・認定薬剤師の認定の更新をしなかった場合

(3) 日本国の薬剤師の免許を喪失、返上または取り消された場合

第 19 条 専門薬剤師・認定薬剤師としてふさわしくない行為があったときは、認定審査委員会と制度委員会が認定の取消の可否について審議し、理事会の承認を経て会長が認定を取り消すことができる。

## 第4章 規程の変更

第20条 本規程の改廃は、理事会において行う。

## 第5章 補則

第21条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施について必要な事項は細則に定める。

### 附則

本規程は平成20年6月7日から施行する。

一部改正 平成21年7月25日  
一部改正 平成23年12月21日  
一部改正 平成24年10月20日  
一部改正 平成25年2月9日

一般社団法人日本病院薬剤師会 専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規程細則

- 第 1 条 一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、「本会」という）の「専門薬剤師・認定薬剤師認定制度規程細則」（以下、「細則」という）は、本会専門薬剤師・認定薬剤師認定制度（以下、「認定制度」という）の実施にあたり、本会専門薬剤師・認定薬剤師制度規程（以下、「規程」という）の委任に基づく事項、その他認定制度の実施に必要な事項を定めることを目的とする。
- 第 2 条 本会は、認定制度の目的の達成及び認定制度の実施にかかる研修施設、研修ガイドライン、認定申請、認定試験、講習会等の情報を必要に応じ、日本病院薬剤師会雑誌及び本会ホームページ等により公表する。
- 第 3 条 専門薬剤師認定制度委員会（以下、「制度委員会」という）委員長及び各部門の部門長は、会長が委嘱する。
- 2 制度委員会の委員（原則として、10名以内）は、制度委員会委員長が指名し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
  - 3 制度委員会の委員及び各部門の部門長の任期は、定款第20条を準用する。
  - 4 各部門の部門長は、認定審査委員会、試験委員会、研修委員会（以下、「各部門小委員会」という）を統括する。
  - 5 各部門小委員会の委員長は、制度委員会委員長並びに各部門の部門長が指名し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
  - 6 各部門小委員会の委員の選出、委嘱、任期は、制度委員会の委員に準ずる。
  - 7 認定試験の問題作成を行うために、部門ごとに試験問題作成委員を委嘱することができる。
  - 8 試験問題作成委員の選出、委嘱、任期は、制度委員会の委員に準ずる。
- 第 4 条 研修施設の認定は、研修委員会による認定審査を経て、理事会が行う。
- 2 研修施設の認定を受けようとする施設は、次の各号に定める認定要件をすべて満たし、申請書と共に認定要件を証明する書類を提出し、認定審査を受けなければならない。
    - (1) 原則として、本会認定の専門薬剤師が1名以上在籍する医療機関で、当該専門薬剤師および関連学会専門医あるいは指導医の指導を受けることが可能な体制が整備されていること。
    - (2) 当該部門の研修ガイドラインに沿った研修を可能とする設備と機能を有すること。
- 第 5 条 会長は、研修施設に認定証を交付する。
- 第 6 条 研修施設の認定は、5年ごとの更新制とする。更新の要件は別に定める。
- 第 7 条 専門薬剤師・認定薬剤師の認定試験、認定申請及びその認定審査、更新申請及びその更新審査は、原則として年1回とする。
- 第 8 条 認定審査料は、専門薬剤師・認定薬剤師とも会員1万円（税別）、非会員1万5千円（税別）とする。納入された認定審査料は理由の如何にかかわらず返還しない。

- 第 9 条 認定料は、専門薬剤師・認定薬剤師のいずれの部門とも一律 2 万円（税別）とする。納入された認定料は理由の如何にかかわらず返還しない。
- 第 10 条 更新審査料は、専門薬剤師・認定薬剤師とも会員 1 万円（税別）、非会員 1 万 5 千円（税別）とする。納入された更新審査料は理由の如何にかかわらず返還しない。
- 第 11 条 更新料は、専門薬剤師・認定薬剤師のいずれの部門とも一律 2 万円（税別）とする。納入された更新料は理由の如何にかかわらず返還しない。
- 第 12 条 専門薬剤師として認定する部門は、感染制御、がん、精神科、妊婦・授乳婦、H I V 感染症とする。
- 2 前項の各専門薬剤師は、感染制御専門薬剤師【英語名称：Board Certified Infection Control Pharmacy Specialist (BCICPS)】、がん専門薬剤師【英語名称：Board Certified Oncology Pharmacy Specialist (BCOPS)】、精神科専門薬剤師【英語名称：Board Certified Psychiatric Pharmacy Specialist (BCPPS)】、妊婦・授乳婦専門薬剤師【英語名称：Board Certified Pharmacy Specialist in Pharmacotherapy during Pregnancy and Lactation (BCSPPL)】、H I V 感染症専門薬剤師【英語名称：Board Certified H I V Pharmacy Specialist (BCHIVPS)】と呼称する。
- 第 13 条 専門薬剤師の認定に必要な認定申請資格は、別に定める。
- 第 14 条 専門薬剤師の更新に必要な要件は、別に定める。
- 第 15 条 認定薬剤師として認定する部門は、感染制御、がん、精神科、妊婦・授乳婦、H I V 感染症とする。
- 2 前項の各認定薬剤師は、感染制御認定薬剤師【英語名称：Board Certified Pharmacist in Infection Control (BCPIC)】、がん薬物療法認定薬剤師【英語名称：Board Certified Pharmacist in Oncology Pharmacy (BCPOP)】、精神科薬物療法認定薬剤師【英語名称：Board Certified Pharmacist in Psychiatric Pharmacy (BCPPP)】、妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師【英語名称：Board Certified Pharmacist in Pharmacotherapy during Pregnancy and Lactation (BCPPPL)】、H I V 感染症薬物療法認定薬剤師【英語名称：Board Certified Pharmacist in H I V Pharmacy (BCPHIVP)】と呼称する。
- 第 16 条 認定薬剤師の認定に必要な認定申請資格は、別に定める。
- 第 17 条 認定薬剤師の更新に必要な要件は、別に定める。
- 第 18 条 専門薬剤師認定試験及び認定薬剤師認定試験は、部門ごとに実施する。
- 第 19 条 試験日程、出題基準等認定試験にかかる事項については、原則として 6 ヶ月前に公表する。
- 第 20 条 認定試験は、原則として 1 日間で行う。
- 第 21 条 認定試験の受験料は、いずれの部門とも会員 1 万円（税別）、非会員 1 万 5 千円（税別）とする。納入された受験料は理由の如何にかかわらず返還しない。
- 第 22 条 本会は、認定にかかる分野において習得すべき科目・知識を学習するための機会としての講習会や教育セミナー（以下、「講習会等」という）を主催することができる。

第 23 条 本会が実施する講習会等の受講料は、1日当たり会員1万円（税別）、非会員1万5千円（税別）とする。納入された受講料は理由の如何にかかわらず返還しない。

第 24 条 本細則の改廃は、理事会において行う。

附 則 本細則は、平成20年6月7日から施行する。

一部改正 平成20年12月6日

一部改正 平成21年3月14日

一部改正 平成21年4月18日

一部改正 平成21年6月5日

一部改正 平成21年7月25日

一部改正 平成23年12月17日

（一般社団法人の移行に伴う改正）

一部改正 平成25年2月9日